

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十五年十二月二十三日  
外 土 曜 日

本誌 八キヤハ國定規格A五判

◇鳥取縣告示第六百三十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十五年九月農林省令第一号）附則第三項同十一項の規定により小売販売業者乙を次の通り登録した。

昭和二十五年十二月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

小売販売業者乙（パン）登録名簿

米 子 市

登録番号 代表者氏名 名

称 営業所々在地

買取先

四二八 小椋 乙市 木村パン

栴町二丁目一三三

木村パン